

新ルール掲載の平成23年版 「こほくるーる」を発刊します

7月1日から「スプレー缶類」と「ライター」が「不燃ごみ」から資源ごみになり、収集方法が変わりました。

この変更で、ごみの分別種類は13種17品目から14種18品目になりました。みなさんのご協力により、ごみは資源として再度活用することができる。「こほくるーる」によるごみの分別を徹底し、美しい環境を守っていきましょう。



により、「平成23年版 こほくるーる」を発刊することとなりました。ごみを処分する時は、新しい「こほくるーる」をご確認いただき、分別にご協力を願います。

**注意!!
不燃ごみの出し方**

不燃ごみ全てを米袋などに入れ、それを不燃ごみ指定袋に入れて出されるケースが見受けられます。

このような場合、収集業者が中身を確認することができないため、イエローカードを貼り、収集しないこともありますので、一重袋で出さないでください。

不燃ごみは割れ物や鋭利な物も多いため、危険物は紙に包むなどの安全措置をした上で、不燃ごみ指定袋に入れるとなっています。

スプレー缶類・ライターの誤った出し方が重大事故に

お問い合わせ

市 経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 国 58-1630
湖北広域行政事務センター 業務課 ☎ 62-7143

野外焼却(野焼き)禁止に ご協力ください!



近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」など、野外焼却(野焼き)は、周囲への迷惑や有害物質の発生、火災の原因となります。

例外として認められる場合に、生活環境に悪影響となるような野外焼却(野焼き)はやめましょう。構造基準を満たさない小型焼却炉での焼却、プロック積み焼却、穴を掘つての焼却は、野外焼却(野焼き)と同じです。行わないでください。

今一度、スプレー缶類等の危険性を認識いただき、必ず穴を開けた上で資源ごみの日に出してください。

※家庭から出たごみ、会社から出たごみなどの種類に関わらず、野外での焼却は、一部の例外を除き、法律によって禁止されています。また、廃棄物を焼却しようとすると、環境省令で定めた構造・方法で焼却する必要があります。

※違反した場合は「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはこれらの併科」に処せられます。

※例外として認められる場合

- ・国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(タイヤ、廃ビニール(農業用含む)、プラスチック類は、黒煙や悪臭が激しく発生するため、例外の場合でも焼却できません)

お問い合わせ 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 国 58-1630